## 平成21年5月21日スタート!

# 裁判員制度



スタートまであと1年を切った裁判員制度。

裁判員制度とは国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、 3人の裁判官とともに被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にす るかを決める制度です。

国民が刑事裁判に参加することにより国民の健全な常識が裁判に反映され るとともに、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることが期 待されています。

O 法律のことがわからないけど大丈夫?

A 法律の知識がなくても大丈夫です。安心して参加してください。 裁判員制度の詳細については、

ホームページ(http://www.saibanin.courts.go.jp/)をご覧ください。

あ な に

### 捜 杳

捜査機関(警察や検察官 など)が証拠の収集など をします。



### 起 訴

検察官が被疑者について 裁判を求める手続きです。



裁判員は6人、裁判官は3人です。 ただし、裁判員4人、裁判官1人 の場合もあります。



加する仕



○お問い合わせ 043-222-0165

# 裁判を行う

法廷で証人の話を聞 いたり、証拠を調べ たりします。



裁判員と裁判官で話 し合い、有罪・無罪 や刑の内容を決めま す。



### 決 判

裁判長が判決を言い 渡します。

# 裁判の準備

充実した裁判を迅速に 行うために、裁判官、 検察官、弁護人が、前 もって打ち合わせをし、 審理計画を立てます。

千葉地方裁判所総務課